

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木村守男

青森県条例第十七号

青森県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

青森県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年十月青森県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第十条第一項第二号ロ」を「第十条第一項第二号ハ」に改める。

第四条第一項中「毎年（事業年度を設けている場合は、毎事業年度）」を「毎事業年度」に改め、同条第二項中「遅滞なく」を「規則で定めるところにより」に改め、同項第一号中「及び第八号に掲げる書類並びに」を「に掲げる書類、」に改め、「写し」の下に「及び法第十四条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十一条第一項の設立の時の財産目録又は法第三十五条第一項の財産目録」を加える。

附則

1 この条例は、平成十五年五月一日から施行する。

2 この条例の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係る改正後の青森県特定非営利活動促進法施行条例第四条第一項の規定の適用については、同項中「毎事業年度」とあるのは、「毎年」とする。

青森県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木村守男

青森県条例第十八号

青森県鳥獣保護及狩猟二関スル法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県鳥獣保護及狩猟二関スル法律関係手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県狩猟免許申請手数料等徴収条例

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）の規定による次に掲げる事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

- 一 法第四十一条に規定する狩猟免許に関する事務
- 二 法第四十六条第二項に規定する狩猟免状の再交付に関する事務
- 三 法第五十一条第一項に規定する狩猟免許の有効期間の更新に関する事務
- 四 法第五十六条に規定する狩猟者登録に関する事務

五 法第六十一条第二項に規定する変更登録並びに同条第五項に規定する狩猟者登録証及び狩猟者記章の再交付に関する事務

別表第一号中「第七条第一項」を「第四十一条」に、「第七条第三項各号」を「第四十九条各号」に改め、同表第四号を削り、同表第三号中「第八条ノ三第一項」を「第五十六条」に、「狩猟者の登録」を「狩猟者登録」に改め、同号を同表第四号とし、同表第二号中「第七条ノ四第一項」を「第五十一条第一項」に、「狩猟免許の」を「狩猟免許の有効期間の」に改め、同号を同表第三号とし、同表第一号の次に次の一号を加える。

二 法第四十六条第二項の規定による狩猟免状の再交付を受けようとする者	狩猟免状再交付手数料	千百円
------------------------------------	------------	-----

別表第六号中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則第三十三条第一項」を「法第六十一条第五項」に改め、同号を同表第七号とし、同表第五号中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則第三十三条第一項」を「法第六十一条第五項」に改め、同号を同表第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 法第六十一条第二項の規定による変更登録を受けようとする者	狩猟者変更登録手数料	千九百円
--------------------------------	------------	------

附 則

この条例は、平成十五年四月十六日から施行する。

青森県立保健大学条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第十九号

青森県立保健大学条例の一部を改正する条例

青森県立保健大学条例（平成十年十二月青森県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「四九六、八〇〇円」を「五二〇、八〇〇円」に、「三、八〇〇円」を「一四、四〇〇円」に、「二七、六〇〇円」を「二八、九〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 平成十一年度に入学者に係る授業料の額は、改正後の青森県立保健大学条例別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第二十号

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

青森県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「及び結核病床」を「結核病床及び療養病床」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県食鳥処理事業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第二十一号

青森県食鳥処理事業許可申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県食鳥処理事業許可申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県食鳥処理事業許可申請手数料等の徴収等に関する条例

第一条中「徴収」を「徴収等」に改める。

第四条を第五条とする。

第三条中「の納入」を「（食鳥検査手数料を除く。）」に、「しなければ」を「納入し、食鳥検査手数料は、県の収入となる額については青森県収入証紙をもって納入し、指定検査機関の収入となる額については当該指定検査機関の業務規程に定めるところにより納入しなければ」に改め、同条を

第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（指定検査機関に食鳥検査を行わせた場合の手数料の納入等）

第三条 法第二十一条第一項の規定により知事が食鳥検査を行わせることとした者（以下「指定検査機関」という。）が行う食鳥検査を受けようとする者は、前条の規定にかかわらず、食鳥検査手数料を指定検査機関に納入しなければならない。

2 前項の規定により指定検査機関に納入された食鳥検査手数料は、当該指定検査機関の収入とする。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木村守男

青森県条例第二十二号

青森県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

青森県旅館業法施行条例（昭和四十五年十月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第二条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

（構造設備の基準）

第二条 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第五百二十二号。以下「政令」という。）第一条第一項第十一号の条例で定めるホテル営業の施設の構造設備の基準は、自由に入入りできる玄関広間を有することとする。

2 政令第一条第三項第七号の条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、一客室の床面積が七平方メートル以上であることとする。

3 政令第一条第四項第五号の条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 客室の数は、四室以上であること。
- 二 一客室の床面積は、七平方メートル以上であること。

附則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県理容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木村守男

青森県条例第二十三号

青森県理容師法施行条例の一部を改正する条例

青森県理容師法施行条例（平成十二年三月青森県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（理容所以外の場所において理容の業を行うことができる場合）

第二条 理容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号）第四条第三号に規定する条例で定める理容師が理容所以外の場所においてその業を行うことができる場合は、社会福祉施設に入所中の者及び警察署等に拘禁中の者等に対して理容を行う場合とする。

別表第一中「第一条」を「第三条」に改める。

別表第二中「第三条」を「第四条」に改める。

附則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県美容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木村守男

青森県条例第二十四号

青森県美容師法施行条例の一部を改正する条例

青森県美容師法施行条例（平成十二年三月青森県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（美容所以外の場所において美容の業を行うことができる場合）

第二条 美容師法施行令（昭和三十二年政令第二百七十七号）第四条第三号に規定する条例で定める美容師が美容所以外の場所においてその業を行うことができる場合は、社会福祉施設に入所中の者及び警察署等に拘禁中の者等に対して美容を行う場合とする。

別表第一中「第一条」を「第三条」に改める。

別表第二中「第三条」を「第四条」に改める。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木村守男

青森県条例第二十五号

青森県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

青森県介護保険財政安定化基金条例（平成十二年三月青森県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2 政令附則第二条第一項の規定の適用がある場合における第七条の規定の適用については、同条中「三で」とあるのは「六で」と、「当該事業運営期間の次の事業運営期間」とあるのは「平成十五年度から平成二十年度まで」とする。

3 政令附則第二条第二項の規定の適用がある場合における第七条の規定の適用については、同条中「三で」とあるのは「九で」と、「当該事業運営期間の次の事業運営期間」とあるのは「平成十五年度から平成二十三年度まで」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県介護保険財政安定化基金拠出金の額の算定に係る割合を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第二十六号

青森県介護保険財政安定化基金拠出金の額の算定に係る割合を定める条例の一部を改正する条例

青森県介護保険財政安定化基金拠出金の額の算定に係る割合を定める条例（平成十二年三月青森県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「千分の五」を「千分の一」に改める。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県母子福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木村守男

青森県条例第二十七号

青森県母子福祉センター条例の一部を改正する条例

青森県母子福祉センター条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「の各号」を削り、同条第一号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県児童福祉法関係費用の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木村守男

青森県条例第二十八号

青森県児童福祉法関係費用の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県児童福祉法関係費用の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「法第五十条第五号の二の規定により県が支弁する短期間入所費用（法第二十一条の十第三項の規定による肢体不自由児施設等への短期間入所等の措置（以下「短期間入所等措置」という。）に要する費用をいう。）、」を削る。

第五条第一項中「短期間入所等措置」を削る。

附 則

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前の期間に係る短期間入所費用については、なお従前の例による。

青森県肢体不自由児施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第二十九号

青森県肢体不自由児施設条例の一部を改正する条例

青森県肢体不自由児施設条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条を次のように改める。

(業務)

第二条 青森県立さわらび園及び青森県立はまなす学園（以下「学園等」という。）は、前条第一項の目的を達成するため必要な業務のほか、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、身体障害者及び知的障害者を短期間入所させて必要な保護を行うことができる。

(使用料)

第三条 学園等において診療を受けた者は、別表第一に定める使用料を納入しなければならない。

2 学園等において児童福祉法第六条の二第四項に規定する児童短期入所、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第四項に規定する身体障害者短期入所又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条第四項に規定する知的障害者短期入所を受けた者は、別表第二に定める使用料を納入しなければならない。

3 知事は、特別の理由があると認めるときは、前二項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

別表中「別表」を「別表（第三条関係）」に改め、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第三条関係）

区分	金額
児童短期入所料	児童福祉法第二十一条の十第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した額
身体障害者短期入所料	身体障害者福祉法第十七条の四第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した額
知的障害者短期入所料	知的障害者福祉法第十五条の五第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した額

附則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県肢体不自由児・重症心身障害児施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木村守男

青森県条例第二十号

青森県肢体不自由児・重症心身障害児施設条例の一部を改正する条例

青森県肢体不自由児・重症心身障害児施設条例（平成十四年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

三 身体に障害のある児童、知的障害のある児童、身体障害者及び知的障害者を短期間入所させて必要な保護を行うこと。

第三条第一項中「別表」を「別表第一」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 肢体不自由児・重症心身障害児施設において児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第四項に規定する児童短期入所、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の二第四項に規定する身体障害者短期入所又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条第四項に規定する知的障害者短期入所を受けた者は、別表第二に定める使用料を納入しなければならない。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第三条関係）

区分	金額
児童短期入所料	児童福祉法第二十一条の十第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した額
身体障害者短期入所料	身体障害者福祉法第十七条の四第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した額
知的障害者短期入所料	知的障害者福祉法第十五条の五第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した額

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県知的障害児施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第三十一号

青森県知的障害児施設条例の一部を改正する条例

青森県知的障害児施設条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第四条を第六条とし、第三条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

（業務）

第三条 学園は、第一条第一項の目的を達成するため必要な業務のほか、知的障害者を短期間入所させて必要な保護を行うことができる。

(使用料)

第四条 学園において児童福祉法第六条の二第四項に規定する児童短期入所又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条第四項に規定する知的障害者短期入所を受けた者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 知事は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第四条関係）

区分	金額
児童短期入所料	児童福祉法第二十一条の十第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した額
知的障害者短期入所料	知的障害者福祉法第十五条の五第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した額

附則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県知的障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木村守男

青森県知的障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例

青森県知的障害者総合福祉センター条例（昭和五十二年十二月青森県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（使用料）

第三条 知的障害者総合福祉センターにおいて知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第四条第四項に規定する知的障害者短期入所、同法

第五条第三項に規定する知的障害者更生施設支援、同条第四項に規定する知的障害者授産施設支援又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）

第六条の二第四項に規定する児童短期入所を受けた者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 知事は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第三条関係）

区分	金額
知的障害者短期入所料	知的障害者福祉法第十五条の五第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した額
知的障害者更生施設支援料	知的障害者福祉法第十五条の十一第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した額
知的障害者授産施設支援料	知的障害者福祉法第十五条の十一第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した額
児童短期入所料	児童福祉法第二十一条の十第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した額

附則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県酪農振興センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木村守男

青森県条例第三十三号

青森県酪農振興センター条例の一部を改正する条例

青森県酪農振興センター条例（昭和四十四年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第九条中「社団法人青森県肉用牛開発公社」を「社団法人青い森農林振興公社」に改める。

附則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木村守男

青森県条例第三十四号

青森県都市公園条例の一部を改正する条例

青森県都市公園条例（昭和五十三年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「青森県総合運動公園」の下に「及び新青森県総合運動公園」を加え、「財団法人青森県スポーツ振興事業団」を「財団法人青い森みらい創造財団」に改める。

「総合体育館

別表第一青森県総合運動公園の項中「体育館」を削り、同表中「総合体育館」を庭球場に改める。

洋弓場」

別表第二第四号アの表体育館の項を削り、同表の備考の1中「及び体育館」を削り、同備考の2を次のように改める。

2 野球場の照明設備を使用する場合は、次の表に定める金額を加算する。

区分		体育・スポーツに使用する場合		体育・スポーツ以外に使用する場合	
全灯	半灯	営利を目的としないとき 時間につき	営利を目的とするとき 一時	営利を目的としないとき 時間につき	営利を目的とするとき 一時
七千六百元	三千八百円	四万五千六百元	一万五千二百円	七千六百元	四万五千六百元

別表第二第四号アの表の備考の3を削り、同号イの表の備考及びウ中「及び体育館」を削り、同号エを削り、同号オを同号工とし、同号の備考中「工まで」を「ウまで」に改め、別表第二第五号アの表中

その他の月	三千八百四十円	二万六千三百円	一万三千八百円	二万六千七百円
-------	---------	---------	---------	---------

を

		その他の月	三千八百四十円	二万六千三百円	一万三千八百円	二万六千七百円
庭	球	一面ごとに 二百八十円	一面ごとに 二千三百七十円	一面ごとに 五百七十円	一面ごとに 二千三百七十円	
洋	弓	九百十円	二万五千百十円	千二百五十円	二万五千百十円	

に改

め、同表の備考の1中「合宿所」の下に「体力測定室、スタジオ、カウンセリング室、メンタルトレーニング室、リコンディショニング室及びびトレーニング室」を加え、同備考に次のように加える。

4 庭球場の照明設備を使用する場合は、次の表に定める金額を加算する。

区	分	営利を目的としないとき一時間につき	営利を目的とするとき一時間につき
体育・スポーツに使用する場合	一面ごとに	九十円	一面ごとに
体育・スポーツ以外に使用する場合	一面ごとに	百八十円	一面ごとに
			五百四十円

別表第二第五号イの備考中「合宿所」の下に「体力測定室、スタジオ、カウンセリング室、メンタルトレーニング室、リコンディショニング室及びびトレーニング室」を加え、同号中エをケとし、ウの次に次のように加える。

エ 総合体育館の体力測定室の使用の場合

区	分	金額
小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒及び中等教育学校生徒	一回につき	四千五百円

一般（大学生を含む。）	一回につき	一万三千五百円
-------------	-------	---------

才 総合体育館のスタジオの使用の場合

区	分	金	額
小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒及び中等教育学校生徒	一回につき	四千七百円	
一般（大学生を含む。）	一回につき	一万四千百円	

カ 総合体育館のカウンセリング室又はメンタルトレーニング室の使用の場合

区	分	金	額
小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒及び中等教育学校生徒	一回につき	六百円	
一般（大学生を含む。）	一回につき	千八百円	

キ 総合体育館のリコンディショニング室の使用の場合

一回につき 四千五百円

ク 総合体育館のトレーニング室の使用の場合

イの場合の使用料の額と同額とする。

別表第二第五号の備考中「ウまで」を「クまで」に改める。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定（洋弓場に係る部分に限る。）及び別表第二第五号の改正規定（庭球場に係る部分を除く。）は、同年七月一日から施行する。

青森県営柳町駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木村守男

青森県条例第三十五号

青森県営柳町駐車場条例の一部を改正する条例

青森県営柳町駐車場条例（平成九年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第八条を削り、第九条を第八条とする。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県建築確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木村守男

青森県条例第二十六号

青森県建築確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県建築確認申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第十号中「第五十二条第七項、第八項及び第十一項」を「第五十二条第九項、第十項及び第十三項」に、「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同条第十一号中「第五十三条第四項第三号」を「第五十三条第五項第三号」に、「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に改め、同条第十二号中「第五十四条の二第一項第一号」を「第五十三条の二第一項第三号及び第四号」に改め、同条第十六号中「延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合」を「容積率、建ぺい率」に改め、同条第十七号中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率、特例容積率」に改め、同条第十八号を削り、同条第十九号中「第六十八条の四第一項」を「第六十八条の三第一項」に、「住宅地高度利用地区計画の区域」を「再開発等促進区及び沿道再開発等促進区（以下この号において「再開発等促進区等」という。）」に、「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に、「当該区域」を「再開発等促進区等」に、「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に改め、同条第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 法第六十八条の四の規定による公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の制限の適用除外の認定に関する事務

第一条第二十号を次のように改める。

二十 法第六十八条の五の二第二項の規定による高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画及び沿道地区計画の区域内における建築物の各部分の
高さの制限の適用除外の許可に関する事務

第一条第二十六号中「延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合」を「容積率、建ぺい率」に改め、同号を同条第二十八号とし、同条第二十五号中「認定」の下に「及び許可」を加え、同号を同条第二十七号とし、同条第二十四号中「同一敷地内建築物」を「同一敷地内

認定建築物」に改め、「認定」の下に、「同条第二項の規定による当該建築物の容積率、特例容積率、高さ及び各部分の高さの制限の特例の許可並びに同条第三項の規定による同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可」を加え、同号を同条第二十六号とし、同条第二十三号中「及び同条第二項」を、「同条第二項」に、「認定」を「認定、同条第三項の規定による総合的設計によって建築される建築物の特例対象規定による制限の特例の許可及び同条第四項の規定による現に存する建築物を前提として総合的見地からした設計によって建築される建築物の特例対象規定による制限の特例の許可」に改め、同号を同条第二十五号とし、同条第二十二号を同条第二十四号とし、同条第二十一号中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条第二十号の次に次の二号を加える。

二十一 法第六十八条の五の四第一項の規定による区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内の建築物の容積率の制限の適用除外の認定並びに同条第二項の規定による当該区域内にある建築物の各部分の高さの制限の適用除外の認定に関する事務

二十二 法第六十八条の五の五の規定による建築物の建ぺい率の特例の認定に関する事務

別表第十号中「第五十二条第七項、第八項又は第十一項」を「第五十二条第九項、第十項又は第十三項」に、「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同表第十一号中「第五十三条第四項第三号」を「第五十三条第五項第三号」に、「建築面積の敷地面積に対する割合」を「建ぺい率」に改め、同表第十二号中「第五十四条の二第一項第二号」を「第五十三条の二第一項第三号又は第四号」に改め、同表第十四号中「延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合」を「容積率、建ぺい率」に、「延べ面積の敷地面積に対する割合等」を「容積率等」に改め、同表第十五号中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率、特例容積率」に改め、同表第十六号を削り、同表第十七号中「第六十八条の四第一項」を「第六十八条の三第一項」に、「住宅地高度利用地区計画の区域」を「再開発等促進区又は沿道再開発等促進区（以下この号において「再開発等促進区等」という。）」に、「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に、「当該区域」を「再開発等促進区等」に、「建築面積の敷

地面積に対する割合」を「建ぺい率」に、「住宅地高度利用地区内容積率制限適用除外認定等申請手数料」を「再開発等促進区等内容積率制限適用除外認定等申請手数料」に改め、同号を同表第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

<p>十七 法第六十八条の四の規定による公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の制限の適用除外の認定を受けようとする者</p>	<p>公共施設整備状況 対応建築物容積率 制限適用除外認定 申請手数料</p>		<p>二万七千円</p>
-------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------	--	--------------

別表第十八号を次のように改める。

<p>十八 法第六十八条の五の二第二項の規定による高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画又は沿道地区計画の区域内における建築物の各部分の高さの制限の適用除外の許可を受けようとする者</p>	<p>高度利用等地区計画等区域内建築物各部分高さ制限適用除外許可申請手数料</p>		<p>十六万円</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------	--	-------------

別表中第二十一号及び第二十二号を削り、第二十号を第二十二号とし、同表第十九号中「延べ面積の敷地面積に対する割合」を「容積率」に改め、同号を同表第二十一号とし、同表第十八号の次に次の二号を加える。

<p>十九 法第六十八条の五の四第一項の規定による区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画</p>	<p>区域特性対応建築物整備誘導地区計画等区域内建築物</p>	<p>建築物の容積率の制限の適用除外の認定</p>	<p>二万七千円</p>
--------------------------------------------------------------------	---------------------------------	---------------------------	--------------

<p>画等の区域内の建築物の容積率の制限の適用除外の認定又は同条第二項の規定による当該区域内にある建築物の各部分の高さの制限の適用除外の認定を受けようとする者</p>	<p>容積率等制限適用除外認定申請手数料</p>	<p>建築物の各部分の高さの制限の適用除外の認定</p>	<p>二万七千円</p>
<p>二十 法第六十八条の五の五の規定による建築物の建ぺい率の特例の認定を受けようとする者</p>	<p>建築物建ぺい率特例認定申請手数料</p>		<p>二万七千円</p>

別表第二十四号中「延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合」を「容積率、建ぺい率」に改め、同号を同表第二十六号とし、同表第二十三号中「認定の」を「認定又は許可の」に、「複数建築物認定取消申請手数料」を「複数建築物認定等取消申請手数料」に改め、同号を同表第二十五号とし、同号の前に次の二号を加える。

<p>二十三 法第八十六条第一項の規定による総合的設計によって建築される建築物の特例対象規定による制限の特例の認定、同条第二項の規定による現に存する建築物を前提として総合的見地からした設計によって建築される建築物の特例対象規定による制限の特例の認定、同条第三項の規定による総合的設計によって建築される建築物の特例対象規定による制限の特例の許可又は同条第四項の規定による現に存する建築物を前</p>	<p>総合的設計建築物特例認定等申請手数料</p>	<p>総合的設計によって建築される建築物の制限の特例の認定</p> <p>七万八千円に、二を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>総合的設計によって建築される建築物の特例の許可</p>	<p>現に存する建築物を前提として総合的見地からした設計によって建築される建築物の制限の特例の認定</p>	<p>七万八千円に、一を超える建築物（既存建築物を除く。）の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>総合的設計によって建築される建築物の制限の特例の許可</p>	<p>総合的設計によって建築される建築物の制限の特例の許可</p>	<p>二十三万八千円に、二を超える建築物の数に二万八千円を乗じ</p>

<p>提として総合的見地からした設計によって建築される建築物の特例対象規定による制限の特例の許可を受けようとする者</p>		<p>現に存する建築物を前提として総合的見地からした設計によって建築される建築物の制限の特例の許可</p>	<p>て得た額を加算した額 二十万八千円に、一を超える建築物（既存建築物を除く。）の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>二十四 法第八十六条の二第一項の規定による同一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定、同条第二項の規定による当該建築物の容積率、特例容積率、高さ若しくは各部分の高さの制限の特例の許可又は同条第三項の規定による同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可を受けようとする者</p>	<p>同一敷地内認定建築物以外建築物認定等申請手数料</p>	<p>同一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定 同一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率等の制限の特例の許可 同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可</p>	<p>七万八千円に、一を超える建築物（同一敷地内認定建築物を除く。）の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額 二十万八千円に、一を超える建築物（同一敷地内認定建築物を除く。）の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額 二十万八千円に、一を超える建築物（同一敷地内許可建築物を除く。）の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木村守男

青森県条例第二十七号

青森県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

青森県建築基準法施行条例（平成十二年十月青森県条例第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「関する制限の付加」の下に、「建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）（第百四十四条の四第二項の規定による道に関する基準」を加える。

第二条中「建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。

（道に関する基準）

第九条の二 令第百四十四条の四第二項の条例で定める基準は、青森市、弘前市及び八戸市の区域以外の区域に限り、同条第一項各号に掲げるものの

ほか、幅員が六メートル以上であることとする。

第十四条第一項中「第三条第一項」の下に、「第九条の二」を加える。

附則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

年間入館料	一般	十人以上三十人未満のもの（学校教育活動団体を除く。）	個人合計額の十分の九に相当する額
		三十人以上のもの（学校教育活動団体を除く。）	個人合計額の十分の八に相当する額
中学校生徒、中等教育学校前期課程生徒及び小学校児童			千二百五十円
			二千五百円

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県営駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第三十九号

青森県営駐車場条例の一部を改正する条例

青森県営駐車場条例（昭和五十九年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第八条を削り、第九条を第八条とする。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木村守男

青森県条例第四十号

青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例（昭和四十年三月青森県条例第七号）の一部を次のように改正する。
別表中「五千五百五十円」を「五千六百五十円」に、「二千五十円」を「二千五百円」に、「四百八十円」を「五百円」に改める。

附則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県総合学校教育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木村守男

青森県条例第四十一号

青森県総合学校教育センター条例の一部を改正する条例

青森県総合学校教育センター条例（平成十年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(使用料)

第四条 センターの食堂施設を営業のため使用する者は、知事が別に定める額の使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料の徴収方法及び還付については、青森県行政財産使用料徴収条例(昭和三十九年四月青森県条例第九号)第三条及び第五条第一項の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第四十二号

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例

青森県学校職員定数条例(昭和三十六年三月青森県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一項の表中「三、六九二人」を「三、五九二人」に、「二七人」を「二五人」に、「二一三人」を「二〇〇人」に、「一、一〇九人」を「一、二〇人」に、「三、六三一人」を「三、五八九人」に、「六、三六三人」を「六、二四〇人」に、「二五、〇三五人」を「二四、七七六人」に改める。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県営スケート場条例及び青森県武道館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木村守男

青森県条例第四十三号

青森県営スケート場条例及び青森県武道館条例の一部を改正する条例

(青森県営スケート場条例の一部改正)

第一条 青森県営スケート場条例(昭和六十年三月青森県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「財団法人青森県スポーツ振興事業団」を「財団法人青い森みらい創造財団」に改める。

(青森県武道館条例の一部改正)

第二条 青森県武道館条例(平成十二年三月青森県条例第九十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中「財団法人青森県スポーツ振興事業団」を「財団法人青い森みらい創造財団」に改める。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県立郷土館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木村守男

青森県条例第四十四号

青森県立郷土館条例の一部を改正する条例

青森県立郷土館条例（昭和四十八年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

一 郷土館資料の観覧のための利用の場合

常設展の観覧		区分		金額（一回につき）
個人		団体（二十人以上のものに限る。）		
一般	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	一般	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	（特定期間にあつては、百二十円） 百五十円
一般	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	一般	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	（特定期間にあつては、二百五十円） 三百十円
一般	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	一般	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	一人につき 七十五円 （特定期間にあつては、六十円）
一般	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	一般	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	一人につき 百五十五円 （特定期間にあつては、百二十五円）

特別展の観覧

一人につき
千五百円を超えない範囲内で知事がその都度
定める額

備考

1 この表において「特定期間」とは、知事が特に定める期間をいう。

2 特別展の観覧に係る使用料を納入した者の常設展の観覧に係る使用料は、無料とする。

二 ホールの利用の場合

利用者が入場料を徴収する場合	区		分
	大ホール	小ホール	
利用者が入場料を徴収しない場合	大ホール	小ホール	九時から十二時まで
	大ホール	小ホール	十三時から十七時まで
利用者が入場料を徴収する場合	大ホール	小ホール	九時以前、十二時から 十三時まで及び十七時 以降(一時間につき)
	大ホール	小ホール	

附則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県母子休養ホーム条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木村守男

青森県条例第四十五号

青森県母子休養ホーム条例を廃止する条例

青森県母子休養ホーム条例（昭和五十一年六月青森県条例第五十二号）は、廃止する。

附則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

青森県知的障害者入所費用徴収条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木村守男

青森県条例第四十六号

青森県知的障害者入所費用徴収条例を廃止する条例

青森県知的障害者入所費用徴収条例（平成十二年三月青森県条例第四十六号）は、廃止する。

附則

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前の期間に係る知的障害者入所費用については、なお従前の例による。

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

青森県知事 木村守男

青森県条例第四十七号

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例

青森県議会委員会条例（昭和三十一年九月青森県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

名称	所管事項	定数
総務企画委員会	政策推進室、総務部、企画振興部、出納局、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	九人
環境厚生委員会	環境生活部及び健康福祉部の所管に属する事項（環境生活部の所管に属する事項のうちスポーツ振興に係る事業の支援に関するものを除く。）	八人
農林水産委員会	農林水産部、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の所管に属する事項	九人
商工観光労働委員会	商工労働部、文化観光部及び地方労働委員会の所管に属する事項	八人

文教公安委員会	教育委員会及び公安委員会の所管に属する事項並びに環境生活部の所管に属する事項のうちスポーツ振興に係る事業の支援に関するもの	八人
建設公営企業委員会	県土整備部、公営企業局及び収用委員会の所管に属する事項	九人

附 則

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

2 改正前の青森県議会委員会条例第一条に規定する環境厚生委員会、商工観光労働委員会及び文教公安委員会（以下「旧委員会」という。）の委員

（委員長及び副委員長を含む。以下同じ。）は、改正後の青森県議会委員会条例第一条に規定する環境厚生委員会、商工観光労働委員会及び文教公

安委員会の委員となるものとし、その任期は、旧委員会におけるその委員の残任期間とする。

青 森 県	発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号
青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭